

新型コロナウイルス感染拡大に係る SAJ 教育本部主催事業の 研修会、検定会の中止に伴う措置について

標記につきまして、SAJ より通達（SAJ 令和 2 教第 803 号）がありましたので、千葉県スキー連盟としましても、これに準じて下記の通りの対応を図ることと致しましたので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

2020 年度 スキー指導員研修会理論実技（3）について

SAJ の中止による特別措置に従い、申し込みが完了（参加費支払済）している参加者については修了扱いと致します。

研修会費は返金いたしません、今年度より研修会費に含まれているオフィシャルブックの代金 1800 円についてはクラブ単位で返金いたします。

2020 年度 スキー準指導員検定会について

スキー準指導員検定受検予定者で受検できなかった方の修了したスキー準指導員検定の養成講習有効期間を、「基礎理論 2 年→3 年」「実技実習 受講年度のみ→2 年」とし、2020 年 2 月 29 日～3 月 1 日に開催できなかった検定を 2021 年 1 月 23 日～24 日（予定）に延期して開催をします。また、この日程で受検できない方は 2021 年度のスキー準指導員検定会、2021 年 2 月 27 日～28 日（予定）での受検も可能とします。

このことから、指導者養成講習会及び当該検定会にあらためて申し込みをする必要はありませんが、受検料の返金もありません。

なお、この特別処置の対象者で検定に合格した後、スキー指導員検定を受検する場合は、スキー準指導員取得からの経過年数を「合格年度を含めず 2 年以上経過→合格年度を含めず 1 年以上経過」とします。

ただし、1 月の検定会の合否が判明した後でも 2021 年 3 月のスキー準指導員検定会の申し込みができるよう配慮いたしますが、1 月、3 月ともに受検し 3 月に合格した場合には、この経過年数の特別措置の対象外となります。

また、1 月の検定会を受検し合否が判明した後、3 月の検定会も受検する場合、今回の養成講習有効期間の特別措置には該当しませんので、養成講習を履修し必要な単位を取得してください。

2020 年度 B 級検定員検定会について

B 級検定員検定会の申し込み完了者は C 級検定員クリニック修了扱いとします。

2020 年 2 月 29 日に開催できなかった検定を 2021 年 1 月 23 日（予定）に延期して開催をします。また、この日程で受検できない方は 2021 年度の B 級検定員検定会、2021 年 2 月 27 日（予定）での受検も可能とします。

このことから、当該検定会にあらためて申し込みをする必要はありませんが、受検料の返金もありません。

なお、この特別処置の対象者で検定に合格した後、A 級検定員検定を受検する場合は B 級取得の翌年からの経過年数を「5 年→4 年」と致します。

ただし、1 月の検定会の合否が判明した後でも 2021 年 3 月の B 級検定員検定会の申し込みができるよう配慮いたしますが、1 月、3 月ともに受検し 3 月に合格した場合には、この経過年数の特別措置の対象外となります。

2020 年度 C 級検定員検定会について

2020 年 2 月 29 日に開催できなかった検定を 2021 年 1 月 23 日（予定）に延期して開催をします。また、この日程で受検できない方は 2021 年度の C 級検定員検定会、2021 年 2 月 27 日（予定）での受検も可能とします。

このことから、当該検定会にあらためて申し込みをする必要はありませんが、受検料の返金もありません。

2020 年度 スノーボード準指導員検定会について

スノーボード準指導員検定受検予定者で受検できなかった方の修了したスノーボード準指導員検定の養成講習有効期間を、「2 年→3 年」とし、2020 年 3 月 21 日に開催できなかった検定を 2021 年 1 月 11 日（予定）に延期して開催をします。また、この日程で受検できない方は 2021 年度のスノーボード準指導員検定会 2021 年 3 月 20 日～21 日（予定）での受検も可能とします。

このことから、指導者養成講習会及び当該検定会にあらためて申し込みをする必要はありませんが、受検料の返金もありません。

なお、この特別処置の対象者で検定に合格した後、スノーボード指導員検定を受検する場合は、スノーボード準指導員取得からの経過年数を「合格年度を含めず 2 年以上経過→合格年度を含めず 1 年以上経過」とします。

ただし、1 月の検定会の合否が判明した後でも 2021 年 3 月のスノーボード準指導員検定会の申し込みができるよう配慮いたしますが、3 月の受検で合格した場合には、この経過年数の特別措置の対象外といたします。